

指定施設の種類

騒音関係（三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第7条 別表第5）

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	圧延機械（定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）	
2		製管機械	
3		ベンディングマシン （ロール式のものであって、定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	
4		液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
5		機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）	
6		せん断機（定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	
7		鍛造機	
8		ワイヤーフォーミングマシン	
9		プラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）	
10		タンブラー	
11		鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12		高速切断機	
13	空気圧縮機	（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
14	送風機		
15	ガス圧縮機		
16	真空ポンプ（定格出力が3.7kW以上のものに限る。）		
17	冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000キロジュール以上のものに限る。）		
18	土石又は鉱物の粉碎の用に供する	破 碎 機	（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
19		摩 碎 機	
20	土石又は鉱物のふるい分けの用に供する	ふるい分け機	
21		分 級 機	
22	繊維製品の製造の用に供する織機（原動機を用いるものに限る。）		
23	建築用資材の製造の用に供する	コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）	
24		アスファルトプラント （混練重量が200kg以上のものに限る。）	
25	穀物用製粉機（ロール式で定格出力が7.5kW以上のものに限る。）		
26	木材の加工の用に供する	ドラムバーカー	
27		チップパー（定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
28		碎木機	
29		帯のご盤	製材用：定格出力が10kW以上のものに限る
30		丸のご盤	木工用：定格出力が2.25kW以上のものに限る
31		かんな盤	
32	紙の製造の用に供する抄紙機		
33	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）		
34	合成樹脂製品の製造の用に供する射出成形機		
35	段ボールの製造の用に供するコルゲートマシン（原動機を用いるものに限る。）		

備考 1 騒音規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。

2 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。

3 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

※表中の赤字は、条例による横だし施設又は騒音規制法との能力が異なるものを示す。

振動関係（三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第7条 別表第6）

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
2		機械プレス
3		せん断機（定格出力が1kW以上のものに限る。）
4		鍛造機
5		ワイヤーフォーミングマシン （定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
6		ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）
7	ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上ものに限る。ただし、非常用を除く。）	
8	振動コンベア	
9	圧縮機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）	
10	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
11	織機（原動機を用いるものに限る）	
12	製網機（原動機を用いる結節型のものに限る。）	
13	コンクリートブックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	
14	木材の加工の用に供する	ドラムバーカー
15		チッパー（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
16	印刷機械（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
17	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のものに限る。）	
18	合成樹脂用射出成形機	
19	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
20	ダイカストマシン	
21	シェークアウトマシン	
22	遠心分離機（洗濯用脱水機を含み、定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	

備考 1 振動規制法に基づく指定地域においてはこの表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。

2 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場に設置されるものを除く。

3 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

※表中の赤字は、条例による横だし施設又は振動規制法との能力が異なるものを示す。